

平成20年9月22日（月）

**日程第23 請願第4号 コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を求める請願について**

○議長（中上良隆君）日程第23 請願第4号 コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を求める請願について を議題といたします。

ただ今議題となりました本件に関し、総務委員会委員長から委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

**日程第24 請願第7号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について**

○議長（中上良隆君）日程第24 請願第7号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）委員長報告書。去る9月11日の本会議において、本委員会に付託された請願第7号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について を審査するため、9月16日委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成者はなく不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記。請願第7号の趣旨は、トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりし、国民生活に重大な影響をもたらしている中、国民に需要のないミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担し、途上国の食糧を直接奪うことにならざるを得ず、許されるものではない。また、政府は、輸入がWTO農業協定上の「義務」であるかのように言うが、義務ではなく、「輸入の機会の提供」に過ぎないため、ミニマムアクセス米の輸入停止について、政府及び関係機関に対し意見書の提出を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意図と、その効果について ただしがあり、日本国内で生産した米が余るため減反政策を実施する一方、輸入が義務付けられていないミニマムアクセス米を輸入し続けている矛盾の解消、また、現在、4割を切っている食糧自給率を上げていく点からも輸入停止を求めている。なお、輸入を停止できれば、今日の事故米等の食料関係への流通問題も阻止できるものと考えている との答弁がありました。

請願趣旨の本文中、「ミニマムアクセス米が年間77万t輸入されている中、今年4月に価格高騰の影響で初めて不落札になった」としていることについて ただしがあり、相場価格の高騰を受け、入札が成立しなかったと認識している との答弁がありました。

当局に対し、ミニマムアクセスについては、最低輸入機会とも言われ、高関税による事実上の輸入禁止を撤廃する目的でつくられ

ている。日本においては、米が輸入機会の少ない品目に該当するため、ミニマムアクセス米として輸入されているが、原則は加工用中心となるため、この輸入により国内の生産調整が強化されることはないと認識しているとの答弁がありました。

米については、減反政策を実施する一方、輸入している現状に矛盾はあるが、義務ではないもののWTOの協定等がある中で、日本だけがこれを拒否できる状況にはなく、また、他の農産物への影響等も考慮すれば、ミニマムアクセス米の輸入停止を求めることは非常に難しい情勢と思われる との意見がありました。

以上、委員長報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（中上良隆君）**ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中上良隆君）**質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

**○2番（阪本久代君）**ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を不採択にすることに反対の立場で討論を行います。

今ほど食の安全が脅かされているときはありません。汚染米の被害はどんどん広がり、保育園給食、学校給食にまで使われていたことが明らかになっています。今問題になっている業者が国から買った汚染米のうち、8割が輸入米でした。国内では減反をしながら、ミニマムアクセス米が年間77万t輸入されています。ミニマムアクセス米の輸入はWTO協定のミニマムアクセスと呼ばれる規定に基

づくもので、輸入機会を提供するというものであり、義務ではありません。

しかし、政府は法的義務の内容は輸入機会を提供することであるとした上で、ただし、米は国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、当該数量の輸入を行うべきものと考えている、との見解を示しています。政府は一貫して対外的な義務であるとの言質を与えないように官僚的な配慮を行いつつ、全量輸入が義務であるかのような印象を与える説明を続けています。マスコミの報道においても、ときに日本は米を一定量輸入する義務がある等の表現が見られ、国民の間には、これが義務であるとする誤解が広まっています。

ミニマムアクセス米の輸入は、1995年に始まり、2007年10月までの間に832万tが輸入されました。このミニマムアクセス米の管理経費は、この間に2,280億円、2008年3月末の在庫は約130万tになっています。

政府は2007年度も77万tのミニマムアクセス米を買い入れる計画でしたが、米の国際価格が急騰する中で、業者が希望する買い取り価格では入札が成立しない事態が生じました。政府は結局、2007年度のミニマムアクセス米の輸入を約7万t残して打ち切ってしまいました。これは、政府の判断で輸入量を変えられることを、政府自らが明らかにしたものです。

食糧を自給する能力のある日本が、自分の田畑を荒らし、耕作放棄地をそのままにして、外国から大量の穀物を買付けることは、飢餓に苦しんでいる諸国民から食糧を奪うことにもなり、人道上も許されないものです。

今日の世界の食糧不足、食糧高騰は、世界的危機とも言うべき深刻な事態です。日本の農業をどう立て直し、特に食糧自給率をどうやって引き上げていくか、日本農業の待った

なしの課題があります。当面、自給率を50%台に引き上げることを優先課題に、農産物の価格保証と農家への所得補償制度を充実させること、ミニマムアクセス米の輸入を停止することの必要性を強調し、討論といたします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第7号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立少数であります。よって、請願第7号は不採択と決しました。

---

**日程第25 請願第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願について**

○議長（中上良隆君）日程第25 請願第8号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願について を議題といたします。

ただ今議題となりました本件に関し、経済建設委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の

継続審査に付することに決しました。

---

**日程第26 請願第9号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減を求める請願について**

○議長（中上良隆君）日程第26 請願第9号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減を求める請願について を議題といたします。

ただ今議題となりました本件に関し、文教厚生委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。